

## 令和6年度 いじめ防止基本方針及びいじめ防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策推進法」を受けて、本校の「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止等の対策のための組織（以下いじめ防止対策委員会とする）」を以下のとおり定めるものとする。

### I いじめの防止に関する基本的な考え方

- 1 いじめは人として決して許されない行為である。しかし、「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうる、だれでもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、継続していじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決に取り組む。
- 2 いじめ問題への取組は、学校全体で組織的に進める。
- 3 特に未然防止の活動は、教育活動のねらいと密接にかかわっており、全ての教職員の愛情ある実践が基盤であることを認識する。
- 4 生徒からの声を確実に受け止め、生徒を守り通す取組を行う。
- 5 いじめ問題を迅速、的確に解決できるよう、保護者や地域、関係諸機関との連携を積極的に進める。

### II いじめ防止基本方針及び具体的な取組

#### 方針1 いじめの未然防止

- (1) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを生徒に理解させ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。
- (2) 道徳の時間を要として、道徳の授業を充実させるとともに教育活動全体を通じた道徳教育も充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、人権尊重を重視した考えの元に望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- (3) SOSの出し方に関する教育の取組を通して様々な困難・ストレスの対処方法を身につけさせる。
- (4) 生徒が、人・社会・自然と向き合うことで、共に生きる心の大切さ、集団の一員としての自覚と自信、自然との共生の意識を育む体験や活動を取り入れる。
- (5) 年間3回のいじめ防止をねらいとした授業を通して生徒がいじめについて学び、話し合いを通して積極的に考え、いじめの防止を訴えるような主体的な取組を推進する。
- (6) 日常的に生徒理解の情報交換を行うだけでなく、校内研修を通じて生徒理解の教職員の資質を向上させいじめを未然に防ぐ。
- (7) ネット上のいじめの防止に向けた啓発活動を推進する。
- (8) 教職員は生徒に対して愛情をもち、一人一人を尊重した温かい学級経営や教育活動を展開し、保護者とも連携しながら生徒たちに自己存在感や自己有用感をもたせる。

#### 具体的な取組

- (1) ①「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した職員研修をとおして、教職員の人権意識を高める。  
②生命尊重の精神と人権感覚を育むために道徳の授業を充実させる。
- (2) ①道徳授業地区公開講座等を通じて、家庭や地域との連携を図り、強い意志や思いやりの心、生命尊重の態度を育む指導を行う。  
②計画的かつ継続的に道徳の授業を行うことで、道徳的实践力を養う。
- (3) ①「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 自分を大切にしよう」のDVDを使用して、生命尊重の態度を育む指導を行う  
②ふれあいアンケートの内容を把握して適切な声かけのもとに対応する。
- (4) ①計画的に進路学習を行うことで、人や社会とのかかわり方を学び、共に生きる心の大切さを育む指導を行う。  
②校外学習や移動教室における体験を通して、自然とのかかわり方を学び、自然との共生の大切さを育む指導を行う。
- (5) ①ふれあい月間の取組の中で、都の作成したいじめ防止教材を活用したいじめ防止の取組を行う。  
②生徒会が主体となっていじめ防止に向けてのクラスの話し合いの元に決めた決意の言葉を作成し掲示する。決意の言葉を意識させるような指導を必要に応じて行う。
- (6) ①特性がある生徒の指導・支援について、研修会等で全教員が共通理解を図る。  
②特別支援コーディネーターが中心となって関連機関と連携し、巡回相談員などの助言を活かし生徒理解に努める。  
③「いじめをしない させない 許さない」指導を行うために多摩市いじめ防止対策推進条例リーフレットを用いて確認しながら、いじめ問題への理解を深められるよう努める。

- (6) セーフティ教室や安全指導講習会をとおして、ネット上でのいじめにつながる書き込みをしないなど、生徒への情報モラルの指導を徹底する。  
生徒が作成したSNS青陵ルールを守れるように年度当初に確認し、家庭ルールの見直しや活用のために引き続き保護者との連携を図り、確認も行う。
- (7) ①生徒と共に学級目標を決めることや、日常の係活動や委員会活動、体育祭や音楽祭に向けて目標を決めて取り組むことを通して自己存在感や自己有用感を持たせる。  
②学校だよりや学級だよりを通して保護者に生徒の様子を知らせるとともに、いじめを未然に防ぐことができるような協力を呼びかける。

## 方針2 いじめの早期発見（早期対応）

- (1) いじめは、大人が気づきにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われることを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、日頃から教職員間での情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や組織的な取り組みおよび対応を図る。
- (2) 教育相談を充実させ、生徒がいじめを訴えやすく、また教職員が一人で抱え込まない体制を整え、いじめの実態を把握する。
- (3) 養護教諭やスクールカウンセラーと連携して情報を共有し、いじめを早期発見できる体制を常に整える。

### 【具体的な取組】

- (1) ①「ふれあいアンケート」を年3回実施し、その結果をもとにいじめ防止対策委員会や生活指導部会、職員会議において情報交換し連携した早期発見に努める。  
②ピアティーチャーとの情報交換を密にし、授業者が気づきにくい小さな生徒のつぶやきなどにも耳を傾ける。  
③授業場所で始業のチャイムが聞けるように早めに授業者が移動し始業前に生徒とコミュニケーションを取ることで生徒の様子を把握し、細かな変化にも早期に対応できるようにする。  
また、昼休みにも生徒とかかわりを持つことによって生徒の様子を把握し、細かな変化にも早期に対応できるようにする。  
④保護者会や青少年問題協議会、民生委員地区連絡協議会などの場で生徒の様子を共有し、連携して生徒を見守り、細かな変化にも早期に対応できるようにする。
- (2) ①生徒及び保護者に校内の相談窓口や相談機関の連絡先等の周知をする。  
②教育相談的技法による会話の仕方を教員が身に付け、生徒の本音を聞き出せるような会話を日常的に行う。  
③生徒の気になる言動については、日常的に学年内で話題にできるような環境づくりを常に行い、学級担任が一人で抱え込むことのないようにする。
- (3) ①養護教諭やスクールカウンセラーと生活指導部会で定期的に情報交換を行い、情報を共有する。  
②相談室だよりを月に1回発行し、生徒や保護者にスクールカウンセラーの出勤日、相談室で受付している相談内容などを紹介する。

## 方針3 いじめへの対応

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員での対応ではなく、いじめ防止対策委員会を開催し、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- (2) 被害生徒を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害生徒に適切な指導を行う。
- (3) 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- (4) 日頃から保護者・地域との連携を図る。
- (5) 重大事態が起きた場合は、教育委員会他関係諸機関と連携し、解決に向けた対応を図る。
- (6) (まわりの生徒に対して) 当事者だけの問題にとどめず「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を全体に示す。
- (7) 継続した指導として、いじめが解消したと見られても、引き続き十分な観察を行い折に触れて必要な指導を継続して行う。

## 【具体的な取組】

- (1) ①把握したいじめについて、速やかにいじめ防止対策委員会の会議を開催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、組織的に対応する。  
②当該学年の教員は、いじめ防止対策委員会の方針に則って被害生徒への支援および加害生徒への指導体制を決める。  
③当該学年以外の教員は、学校全体として適切に解決していけるように直接対応している学年を援助する。
- (2) ①被害生徒の状況をきめ細かく把握し、今後の指導方針を被害生徒の心情に配慮しながら決める。  
②被害生徒の希望を取り入れながら、加害生徒の内面に迫れるような指導を行う。  
③被害生徒と加害生徒のどちらの生徒も日常の表情や友達との様子を見守る。  
④加害生徒が自分のした行為について認めたことを受けて、被害生徒と加害生徒の保護者へ事実の連絡を行う。被害生徒の保護者に対しては、学校として心配をかけたことを謝罪する。  
⑤加害生徒が非を認め指導を受け入れた段階で、被害生徒が了承した場合には、学校として加害生徒が被害生徒に謝罪する場を設ける。
- (3) ①いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告し、対応について子総や教育相談室等と情報を共有する。  
②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。  
③スクールカウンセラーと早期対応及び指導後の支援について連携を図りながら定期的に行う。
- (4) ①いじめに係る状況やその指導について被害・加害両方の保護者に情報提供し、解消・解決に向けて、協力して取り組み、被害児童の保護者に進捗を報告する。  
②地域人材を活用し、地域の大人による児童・生徒の登下校時の見守りを行う。  
③青少年問題協議会などで、学校の実情を報告し再発防止のために見守りを依頼する。
- (5) ①加害生徒が指導後も改善が見られず、被害生徒が長期の欠席に至るなど、重大事態が起きた場合は、教育委員会に報告する。  
②特に重大事態では、いじめの事実や対応の記録を整理し、課題や解決等を協議し、諸機関や専門家と連携して対応する。
- (6) 全校朝礼や学級活動、安全指導等において、いじめは絶対に許されない行為である事を伝えていく。
- (7) ①給食指導や清掃活動など日常的な生徒との関わりの中から、生徒の小さな変容にも気づけるようにする。  
②ふれあいアンケートや教育相談を通して、いじめ解消後も生徒の内面を理解する取り組みを続ける。

## Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下に示す「いじめ防止対策委員会」を設置し、この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を行う。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援、保護者との連携といった役割を果たす。

### 【構成メンバー】

校長	副校長
いじめ防止委員長 (生活指導主任)	スクールカウンセラー
学年生活指導担当 各学年1名	養護教諭
	教育相談担当

### いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント

- ポイント1 軽微ないじめも見逃さない
- ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む
- ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
- ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
- ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
- ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する